

## 3

## 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者等）のある方が、在宅や通所などで利用できるサービスや入所施設で利用できるサービスなどがあります。

### （1）介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、障害児通所支援

#### ①サービスの内容

##### ア 介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付

サービスの名称		内 容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重 度 訪 問 介 護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行 動 援 護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同 行 援 護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短期入所(ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	療 養 介 護	医療の必要な障害があり常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などの支援をします。
	生 活 介 護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
施 設 入 所 支 援		施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓 練 等 給 付	自立訓練(機能・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
	就 労 継 続 支 援 ( A 型 ・ B 型 )	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就 労 定 着 支 援	就労移行支援等を利用して一般就労した方に、事業主やサービス事業所との連絡調整など、就労の継続を図るための支援を行います。
	自 立 生 活 援 助	施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した方などに、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、日常生活を営む上で必要な助言・連絡調整などを行います。
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活の場所で入浴や排せつ・食事の介護や、日常生活上の支援などが受けられます。

### 3 障害福祉サービス・障害児通所支援

地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、相談その他の必要な支援を行います。

#### イ 障害児通所支援

サービスの名称	内 容
児童発達支援	日常生活の基本的な動作の習得や集団生活への参加のための療育支援活動などを受けられます。就学前の障害児が対象です。
放課後等デイサービス	放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援が受けられます。就学している障害児が対象です。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの児童発達支援等を受けるための外出が困難な重度の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などを行います。

#### ②利用費用

負担能力に応じた利用者負担となります。(ただし所得に応じて月額上限があります)

#### ③申請に必要な書類等

- ・申請書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・利用者負担額の月額上限算定に必要な書類（指定様式が申請窓口にあります）
- ・身体手帳、療育手帳、精神手帳等

## (2) 地域生活支援事業

#### ①サービスの内容

サービスの名称	内 容
移動支援	外出時のヘルパーによる付き添いや見守りを行います。
日中一時支援	日中の一時的な預かり支援（活動の場の提供や日常的な訓練）を行います。
地域活動支援センターⅡ型	機能訓練、入浴などのサービスを提供し生活向上を図ります。
地域活動支援センターⅢ型	創作活動・生産活動の場を提供し自立と社会参加の促進を図ります。

### 3 障害福祉サービス・障害児通所支援

相 談 支 援	福祉サービスの利用や日常生活上の様々な相談に対応します。
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	訪問入浴車により家庭に訪問し、入浴の介助を行います。

#### ②利用費用

- ・負担能力に応じた利用者負担となります。(ただし所得に応じて月額上限があります)
- ・「相談支援」「地域活動支援センターⅢ型」は無料です。



#### ③申請に必要な書類等

サービスの種類により異なります。

#### ④申請・相談窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害相談係

※障害支援区分や申請者の要望などをもとに、受けられるサービスの量が決まります。

※「相談支援」は以下の事業所で受けることができます。

茨内地域生活支援センター	柏崎市大字茨目1260-1 TEL: 22-1215 FAX: 22-1215
ふくし・ぱーとなー	柏崎市日吉町3-57 TEL: 21-8814 FAX: 35-8877
元気館障害者デイサービスセンター  【サテライト相談窓口】みにころ	柏崎市栄町18-26 元気館内 TEL: 35-6933 FAX: 20-4260
	柏崎市東本町1-5-15 フォンジエ地下 TEL: 41-6233 FAX: 41-6234
相談支援事業所おうぎまち	柏崎市扇町3-37 扇町介護保険事業センター内 TEL: 32-1008 FAX: 32-1013
相談支援事業所ふらぽーと秋桜	柏崎市半田1-2-33 TEL: 22-1118 FAX: 22-1065